

湯沢市部活動協議会設置要綱

令和5年3月23日
教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 湯沢市立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の地域移行に必要な環境の整備に資するため、湯沢市部活動協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 中学校の部活動の地域移行に向けた環境整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等から選出された委員をもって組織し、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後初回の会議は、教育長が招集するものとする。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的分野に関する事項を調査

又は検討するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営については、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体等	湯沢市スポーツ協会
	湯沢市芸術文化協会
	湯沢市スポーツ少年団本部
	総合型地域スポーツクラブ
	音楽のまちゆざわ推進協議会
	湯沢雄勝中学校体育連盟
	湯沢雄勝吹奏楽連盟
	湯沢市小・中学校校長会
	湯沢市立中学校の運動部活動所属生徒の保護者
	湯沢市立中学校の文化部活動所属生徒の保護者
	教育委員会事務局教育部学校教育課長
	教育委員会事務局教育部生涯学習課長